

未登記家屋所有者変更届

岩国市長 様

届出者 住所（所在地） _____

氏名（名称） _____ ㊟

電話番号 _____

下記の未登記家屋の所有者を（売買・贈与・相続・その他）により変更したので、必要書類を添付の上、届け出ます。

家屋の所在・地番	種類	構造	床面積
岩国市			m ²
旧所有者	住所		
	氏名	㊟	
新所有者	住所		
	ふりがな 氏名	㊟	

※ 旧所有者が死亡の場合は、旧所有者欄の印鑑は不要です。

※自署された場合は押印不要です。

未登記家屋所有者変更届の添付書類

1. 契約等に基づく変更（売買・贈与・交換等）の場合

- (1) 所有権の移転が明確に把握できる書類（売買契約書・贈与証明書等）の写し
※判決に基づく場合は正本
- (2) 旧所有者の印鑑証明書（判決の場合は不要）
- (3) 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）
- (4) 新所有者が法人の場合は法人登記簿の謄（抄）本、資格証明書など
（国税庁の法人番号公表サイトでの確認も可）
※ 旧所有者の法人が解散している場合は法人が解散したことがわかる書類
※ 代理人申請の場合は代理権限を証する書面を添付する。
例：任意代理人の場合は委任状
法定代理人（親権者等）の場合は戸籍謄（抄）本
成年後見人の場合はそれを証明するもの（写し）

○ 契約書がない場合（口頭での売買・贈与等）

- (1) 未登記家屋所有者変更届の新・旧所有者欄に実印
- (2) 印鑑証明書（新・旧所有者）
- (3) 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）

2. 相続による変更の場合

- (1) 遺言書による場合（公正証書又は自筆）
 - ① 遺言書の写し（自筆の場合は家庭裁判所の検認を受けたもの）
 - ② 遺言者の死亡を証する戸籍謄（抄）本（自筆の遺言書の場合は不要）
（住民票が岩国市にある場合は不要）
 - ③ 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）
- (2) 遺産分割協議書等による場合
 - ① 遺産分割協議書又は当該未登記家屋を相続する者が決まっている旨を記載した書類（相続関係図とそれが把握できる除籍・原戸籍を含んだ戸籍謄本）の写し
 - ② 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）
 - ③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書がある場合は不要）※ 相続人のうち1人だけがすべての固定資産を相続する場合、他の相続人の①③が揃っていれば、相続する1人についての①③は添付不要。
- (3) 法定相続人が一人しかいない場合
 - ① 相続関係図とそれが把握できる除籍・原戸籍を含んだ戸籍謄本の写し
 - ② 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）

3. 死因贈与による場合

- (1) 贈与契約書等の贈与契約の成立を証する書面の写し
- (2) 旧所有者の死亡を証する戸籍謄（抄）本（住民票が岩国市にある場合は不要）
- (3) 新所有者の住民票の写し（住民票が岩国市にある場合は不要）

※〔戸籍謄本・住民票・相続関係図〕は、法定相続情報証明制度により、法務局にて交付している「法定相続人情報」にかえることもできる（原則交付から3ヶ月以内のもの）。